

見て、何に使われたかということとはもとより言えない。その後、これだけ使った集めた金であるから、それが何に使われたかということは言えなければいぬ。そういう意味において、会計の経理についても何とかこれはやはり別にしてもらわなければ困るというやうなことを申し入れました。毎年それを繰返しやっておるのでありますが、いまだになお末端においては一緒にして、わかりませんというやうなことであります。また、中には、もつともだというので、経理を別にされて、こちらへ何に使ったかというところの報告をされておるところも、もちろんあります。しかし、残念なことに、郵政省に報告されたものと、当該共同募金委員会がこれに使ったと言つて一般に公表されておる資料と、それからいろいろ中央募金委員会が中央において集められて、かようかように使われたと言つておるものと、この三つの資料を突き合せてみますと、非常に多くのケースにおいて、その金額に於いても、その用途においても食い違ひがある。そういうことが表面的な資料として得られた一つの事実であります。のみならず、今日に至つても、なお二年もさきに交付して、これに使つたとすでに公表済みのものについてすらも、その後の用途変更というものが続々として出てくる。これでは一体、何に使いましたと責任をもって御説明をするというわけには、とうてい参らな

一、または計画のそご等、いろいろなことができて、そういう現象が起きたのだらうとは推定しておりますが、しかし、何にいたしまして、結果的にこれは間違ひのないものだと思われるが信憑し得るだけのものを、今日残念ながら持ち得ないというのが現状であります。

私も、こうして国の機関を使ひ、国の従業員を動員して集めた寄付金は、最低限度皆さんに向つて、これはかように使われまじと確信をもつてこれを申し上げるというものでなければならぬと思つております。そういう点から見ても、これは従来の法規というものがほとんどたゞ一カ条でありまして、その法規というもののつては、どうこれは考えても運用上不備がある。一例を申し上げれば、現在国民から集めたお金が一つのスル一で、もつて相手の団体に入つていく。私どもがその後最近に至りましていろいろ実情を観察しますと、おおよそわれわれの寄付意図とは違つたやうなことに金が使われておるといふことが事実として少なく、あちらこちらにおいて発見されております。しからばその金を返せというわけにもいかぬ。元は国民から出ておるわけなんですから、今その金だけを返せという措置もあまりできない。またその交付に當つて、従来そういう慈善団体という方々の善意に信頼してやつたわけでありするから、必ずしも初めからこれだけの計画以外に使うべからずというところまで干渉したわけじゃございません。従つて、これはわれわれとしては道義的にはなほだけしからんということを言う以上には手がなないというやうな事実、

それからまた、この金が使われた場合に、果してその通り使われたかどうかというところは、残念ながら過去においてほとんど責任をもつて監査しておるところがなかったというところも一つの事実であります。そういうことを総合してみますと、やはり金の使途というものが明確になると同時に、これを監査して責任をもつて報告するというものが裏づけられなければ、とうていこういう募金というものは今後続けていき得ないじゃないか、かように考えられるわけでありする。よく世間の方は、郵政省が集めておるのだから、郵政省でそういうことをやつたらいいじゃないかというやうな御意見もあるわけでありするが、これは御承知のように、今の憲法の規定からいいたしましは、これは公金の支配に属しない慈善とか教育とかというものに支出できないというところもありまして、国みずから金としてこれを使うというわけには参らない。やはりそこにはどうして、あるやうした一連のものについて責任をもつて代行していただく機関が、どうしても必要になつてくるというやうな結論に到達したわけでありする。事実、今年、先ほど申し上げましたやうに、実際の形としては、もうそういう形で中央で一定の金の一括管理というものを監督が何かでやつておられますが、これは機構としてははなはだ過渡的なもので、技術上相当疑問もありません。今後できればその点を改正して、はつきりと責任を明確にするやうな機構に法律を改正したい、かやうに考へて目下検討中でありする。

○永岡光治君 たいだいまは郵務局長から御説明がありました。私たちが地方で聞いた話しの内容も、大体そういうやうなところにあるやうです。もしそういうことが事実であるとすれば、このお年玉つきはがきという制度についても再検討しなければならぬと思つております。もし、こういうことが一般国民に知れたということになりますれば、おそろくこれは協力してくれないというところになるじゃないか、郵便局の職員あたりが汗水を流して募金をした問題ですね、これは。今お話しによれば、すでに二十六億五千万円という莫大な金が募集されておる。聞いてみたところが、地方に行つても、これが募金会のお年玉はがきの金でできた施設だとはっきり明示されてない、なかなか監視がむずかしいやうです。私は承りました地方に参りましたも、そういうことになりましたれば、私が冒頭に申し上げましたやうに、そういういかにんことならば職員も苦勞することもやめるし、ぜひやめてもらいたいという声も私はもつともだと思ひます。私はやめることそのことはそう急に取上げるべき問題ではないが、やはりこの金によつて社会福祉施設というもののにどんな使用するということは、非常に意義あることだと思ひます。この辺のところは職員の方々にも十分御理解願つて、今後協力を求めなければならぬと思つたのです。が、それにはやはり私は一定の条件がなくちゃならぬ。つまり信用し得る機関があつて、それがおそろく、少くとも政府、たとへば郵政省あたりと同じ信頼し得る何かの代行機関があつて、当然そこから金が支出されて、監査もできるというところでなくては安心がで

きないと思つたのです。無理もないことだと思ひますが、そういう観点に立つて今法律の改正を計画されているというやうに承りましたわけですが、これは大臣いつごろ大休委員会に提案される見通しでございますか。

○国務大臣(村上勇君) 大体今月中には提出ができておると思つております。

○永岡光治君 今月中ですか、重ねて私は、従つて大臣に特に強く要望したいのですが、政務次官もおいでになつておるやうであります。この点はこの目的からいまして、かりにも不明朗な運用がされるという印象を現在受けておるのですから、やっぱり現在厚生その他の関係の不行き届きの結果という結果になつたと思つたのです。か、どうか一つ郵政当局も十分監視でき、職員その他が十分監視できるように私はこれは強く要望しておかなければならぬと思つたのです。そういうものが骨抜きにされた改正案であるとすれば、それは意味がないと思つたのです。そういうことは十分盛つていただくと、私どもは解釈したいのですが、そういうやうに解釈してよろしいでしょうか。

○国務大臣(村上勇君) まことに永岡さんの機宜に達した御質疑でありまして、御注意いただきましてありがとうございます。私もどこまでもそれが有効適切に社会福祉事業に使われるやうに、郵政従業員の労苦が水泡に帰しないやうにしようという意味から、相当しっかりと法案にして御審議をお願いたい、かやうに思つております。

○永岡光治君 そこで大体今月中に提案できるというので、私はそれを期待おしてゐるわけですが、もしこれがいかげんな法律案の改正になるやうで

したら、この際私たちはこの制度をやめるべきだ、法律案の改正の廃止の提案くらいしたい決意であるということ、十分御理解願ひまして、さらに議員の關係の意向が十分の中に反映できるように一つの制度も考えてもらいたい、これも強く要望いたしておきますが、ぜひこれを實現していただきたいと思うのですが、もう一度大臣にこの点の御決意を承わりたいと思うのです。

○久保等君 先ほど郵務局長の御説明では、郵政省から中央共同募金会に渡した金の使途についての検査方法がないといったような何か御説明があったのですけれども、これは何らかの機関で監査といったようなことは行われておらないのでしょうか。

○政府委員(松井一郎君) 現行法の建前にありますと、大体集めた金が直接所有権としては中央共同募金会に行つてまうわけですが、それを内部的にしかるべく分けてきているわけです。これはまあ形式上の監督権からいへば、もちろん中央共同募金会というものは厚生省に所屬すると思うのです。ところが厚生省自身としましては、非常に全国に細分化されていて、個別的に見るということは事実問題として不可能と言わざるを得ない。そのように共同募金会の金は国または公けの団体は干渉してはいけないという、これはちゃんと法律のものがあつたわけでございます。先ほど申し上げましたように、この金は事実上共同募金会みずから活動されて集められた金のことだろうと思つておられますが、たまたまこちらから

交付したのもそれと一緒に使つたもの、ですから、結局そういうものに対して責任をもつて監査するものが、事実上共同募金会自身の自己監査による以外にはなかつた。その自己監査ということも過去においてはほとんど行われなかつた。やかましく言ひまして、最近やっと一応の監査をこちらから特別にやらした。それが最近の実情です。

○久保等君 これは私は一つの研究課題かもしれないけれども、少くとも政府機關を通じてこの数億に上る莫大な基金が集められて、しかもそれが一人入つたところでは、大体そういう性格のところであるかもしれないけれども、見方によつては、ちよつと補助金の問題と若干似通つたところもあると思うのですが、これは補助金の場合であれば、当然会計検査院等の厳重ないろいろな監査ということもなされるわけですが、相手が慈善団体のようなものであるからといって、私は少くともそういう全般的な基金の運営に対する監査は、これはまあ確かに慈善事業の本質からいって問題があるかと思ひますが、ただ、事郵政省から手渡した基金の問題に対しては、やはりこれはどこにどういう形で使われたかというところは、十分明確にされなければならぬと思うんですが、その所管が厚生省であるのか、郵政省であるのか、そういうところの問題があるかと思うのですが、いずれにしてもただやりつ放しで、どうお使いになるかと勝手ですという形では、非常に問題があると思ひますが、共同募金そのものが街頭で集められた募金がどういう形で使われておるか不明瞭で、とかく問題が起つておると思ひます。これはむづかしい問題で簡単にいかないと思ひますが、集められた経過というものは、きわめてはつきりしてある。政府そのものが集めた基金でもあるわけですから、それがどういう形で使われたかというところが監査できないというふうな状態になつておるといふことは、非常に重大な問題と思ひます。従つてそういう根本問題もあるかと思ひますが、特に郵政省が直接従業員に非常にいわば犠牲において集められた基金であるだけに、これは基金の性格からいって、厚生省とか何とかいう問題があるかと思ひますが、しかしその金そのものの最終、最後のところの経過というものを十分監視して、これが有効に使われるかどうかということについては、責任は私は郵政省においてお持ちになるのが当然ではないかと思ひます。ぜひ今永岡委員の御質問もありましたので、今度幸ひ法案が出される機会に、そういう問題についてやはり十分に明確にしてもらふことが必要ではないかと思ひます。私もちよつと昨年の夏ごろに書いたと思ひますが、新聞でこの問題について記事を見つけたことがあるんですが、三十年代について何か從來と違つた措置を具体的ににとられたのかどうか。その方法を、もし変えられた点があるならば、具体的にどうした措置について御説明を若干願ひたいと思ひます。

○政府委員(松井一郎君) 私からお答えいたします。昨年実はその問題が具体的にいろいろ問題となつたわけでありまして、何しろ現在の法律の根拠というものは、そういうことを予測して作られておるわけじゃない。しかし法律改正がかりにその当時間に合はな

くとも、われわれの運用の範囲内においてできる限りのことは直していかねければならぬ。そういうことから從來のいろいろの弊害を分析いたしまして、要するに現金の流し方があまりに多くのルートを通過してゐる。これがやはり問題がわからなくなる一点である。しかもその現金を流すときが、ほんとうに末端において現金を必要とする時期とは無關係に流れて行つておる。従つて中間においてためたり、いろいろ横に使つたりするということは当然に起る。そういう弊害を痛感いたしましたので、実は大臣から日赤に共募を指定するに際しまして両者によく話しまして、現金の流し方というものは、もつと簡單明確にしなければいかん。從來のように實際の必要の時期を考へないで、多くの段階を通じて流していく仕方はやめる。そうして中央に両者の覺書によつて一応官の名称を資金管理部というやうなものを作つて、そこではつきりとしてその現金を責任をもつて保管させておく。そういう具体的な計画が進捗をして、いよいよほんとうにその計画の實現上金が必要素だといふことが立証されたときに、中央から直接そこへ現金を送つてあげましょう。そういうふうなルートをこの三十年代の措置としてやりましたという点が一点と、先ほど申し上げましたように、從來はほとんどそれに対する実地監査というものは、だれのところにおいても行われていない。これは困るというので、特別に監査をして、その報告をしつたわけでありまして、その措置としてつたわけでありまして、○永岡光治君 大体私は郵務局長の説明で了解いたしました、とにかくこ

れは郵政省あるいはそういうところで集めればこそ、これだけのものが集まるのであつて、これはやはりそういう観点から考へるならば、当然久保委員も先ほど指摘しておられますように、郵政省の監査なり、監督というものを十分反映できるような組織でなければ、ふたたびこれがまた疑惑を残すような運営になつて参りますと、いよいよこれはお年玉はがきそのものの制度に私は影響する問題でありますので、十分この点は一つ遺憾のないように改正案の中に明確にしたいと思ひます。それから質問を続けますが、

○山田節男君 今問題のあるお年玉はがきですが、この金をどうするかという問題について、法案を出されるというのですが、これは多少意見もまじりますが、これは從來の金の使い道は、今郵務局長の言われたやうな内容だと私は知つてゐるわけですが、ああいう一年に一度お年玉はがきというものを出して、今年のごとく六億円以上の金が集まる、これの使い方ですね。今も問題になつておるやうに、これも一つの助成金として補助金的に使うのがいいか、そうでなくてとにかくせうかいだけのまとまつた金が入るならば、もつと一つか二つまとまつた仕事を計画的にやる。これは私たとえば戦後の西ドイツ、ポーランド、この間ソ連に行つたが、ソ連も富くじをやつております。ガン病院のセンターを作り、いろいろ効果的な事業をやるためにロタリーをやつてゐる、富くじをやつてゐる、ロタリーもいいが、年に一度のお年玉はがきというものの金を寄付してもらつて、國民總意の大衆の金です。ですからそういうふうにするかど

うかという問題がある。従来の経験に
よると、一つの助成金とか補助金的な
ものに使う、これは私も参議院で第
二十三国会の補助金に関する法律を通
しました。これは衆議院が流したやつ
を参議院がついに成立させた。ただし
国の決算に、助成金というものが、補
助金というものが、これは実際適正に
使われているかどうか、これはむしろ
絶望的になっている、数年間の国の決
算で、今のせつかく集めたお年玉はが
きを売却した寄付金をそういった性質
に使うのはいいかどうか再検討してい
いと思う。今大臣は社会厚生事業に寄
付されていると言いが、イギリスのこ
とでは、やはりこれは地方税が社会事
業費に支出されることになっておるの
で、社会事業の会計監督というものが
ありまして、これは非常にプライベ
トであるが、公けであるが、少く
とも国庫から、あるいは地方税から財
源として金をもらって、非常にきつい
会計監督をやっておるわけですが、日
本にはまだそういうものがない。そう
いった形のもの、来るべき今お出し
になる法案で郵政省がこれをやろうと
すると、金だけ会計監督をしても決し
てわかるものじゃありません。です
からむしろそういう性格の寄付金を補助
金的なものに使うよりも、もっと固
まったものに使う、これは根本的な方
針を再検討しなければならぬ。もし
従年のごとき、ただ補助金的にこれ
を出して、資金管理部とか何とか作っ
てやると言いますけれども、これは今ま
での郵政監督、これは私も決算委員会
で相当よく調べた。なるほど制度とし
ては悪くない、悪くないけれども、果
してわれわれは決算の立場から見

これはどうか、まだまだはるかに及び
ません。ですからそういうことは根本
問題を考えなければならぬ。もし来
るべき法案が依然として補助金的にこ
れを出して、ただそれを会計監督をす
る、あるいは金を出すところの責任の
所在を明らかにするということだけでは、
今日の日本の民度では、とてもせつ
かくの金をおやりになつても、適正に使
えるかどうか、非常にむずかしい。も
うすでにそういう例が年々国会で問題
になる。国の公務員がやることでは
から、これは申すまでもなく、チャール
ス・ディッケンズのオリヴァー・ツイ
ストという小説を見ても、やはり社会
厚生事業というものは、一べんに人を
救済することはできない。どうしても
一面ルーズとは申しませんが、事業の
本質上効果的に使われないものです。
こういう問題をお考えにならないと、
ただ資金の管理あるいは会計監督をや
るといふことは、あまりにもロマン
チックな考え方です。実際問題として
はそんなことでは解決できない。どう
いう法案が出るか知らんけれども、私
はこの際過去の経験からみて一つの根
本的なセンターを作るとか、あるいは
ガンの研究所を作るとか少くとも全国
民がこれによって恵みを受けるとい
うようなものに着眼すべきであると思
う。一社会保障団体に金を分けてやる
なんという考え方は、少くとも一國の
政府がやることじゃない。あまりにも
見解が狭い。やり方が先が見えてお
ると思う。どうですか、そういうこと
を。実際大臣はまだ御就任以来日が浅
いが、少くとも松井郵務局長あたりは
外国の事情も知っておられるのだし、
そういう情勢については、やり方が

マンチックですよ。そういう問題を考
えないといけないと思うのですが、こ
れはどうですか。大臣なり郵務局長か
ら御答弁願いたい。

○政府委員(松井一郎君) 一応私から
お答えさせていただきます。ただいま
の山田委員の御意見は全く同感でござ
います。この制度始めて以来、ただい
まおっしゃったように、せつかくこれ
だけ集まった金を、またもとのように
くずして使うというものは、やはり賢
明な使い方ではない。できるだけこれ
は集約して、その当時国民が最も要
望するであろうというものを選定して、
それにまともに使つて、集めた金
の意義があるんじゃないかという考え
を私個人としては持つております。そ
こで従来のなるべくそういう方向に運
用上これを持つていきたいというの
で、このちょうど一昨年からでござ
います。そういう従来の果ごとに按分
的に考えるというはかたに、そのうち
ある一定のワケを留保する、そうして
それをそういう府県のプロックとい
うようなところを離れて、もう少し大
きな目で見て、必要な施設に充てて
いきたいというふうにして参つてお
ります。去年と今年とはそういう関係で全
額のうちで、大体四億ないし五億の
うち一億くらいは金しか当りませんが、
それくらいはものを少くともさいて、
これは従来の単に府県ごとに按分的に
流すというふうなものをやめるとい
うところへ持つてきておりますが、ま
だこの集まった金の全部を一挙にま
めてやるというところまでは、ただ
いまのところ前進いたしておりません。
しかし、私どもは徐々にそういう方向
へ進めていきたいと考えております。

○山田節男君 私共同募金、赤い羽根
運動というのは非常にいいことだと思
う。それから日本放送協会が助け合
い運動として金を集める、これもいい
と思う。少くとも国家の機関であらう
お年玉はがきという形式で集める金
は、これはいわゆる救世軍の社会な
ベ式のものに扱ふことは非常に悪い。
センチメンタルです。政府がそういう
センチメンタルになる必要がない。民間
は民間で共同募金、赤い羽根運動な
り、社会なべなり、救世軍がやるだ
らう、あるいは放送協会あたりが助け
合い運動でやることはこれはかまわ
ないと思う。しかし少くとも政府の一機
関がやる以上、これはどの金をふやす
かというじゃないかという、これは非
常なセンチメンタルな考え方を政府が
持つていかどうか。それをまともと生
産的にこの金でもって、たとえば五
年間であらういふものを作るのだとい
うことであれば、百枚買ふところなら
二百枚買ふかもしれない。目標を与
えておく。目標さえあればこれにつ
く。だから私はこういう社会事業団体、
もとよりこれはいいことには違いない
けれども、もうすでに一つも二つも、あ
るいはさらに民間でも個別的に、地方
別にやっていると、さらに国がこれ
をカバーしてやる。これは悪い意味の
いわゆる日本の政府のパートナリズム
です。そういう見解を民主主義の国で
は抑止しなくてはいいかん。どうもそ
のあたりのセンスというものは、今日の
郵政省の金の使い方はなっていないの
じゃないか。これについては相当私は
政治的な圧迫があるだろうと思う。今
度そういうものを、監督機関を作る
だけでもいろいろ私は圧迫があるだ

うと思う。しかしちゃんと方針をえ
められれば、けしからんということは
はないと思う。ですからもし来たる
べき、お出しになるべき法案が依然と
して社会なべ式なもので、ただ資金の配
分を厳重にやるということでは、これ
は私は遺憾ながら従来と同じものだ
と思うのです。大同小異のものだ。で
からこの際根本的なものをお考え
て、もっと高い視野から、国家という立場
からやらなければいかんものじゃない
か。お出しになる法案というものは今
松井郵務局長が説明されたように、単
に資金の配分をやはり選択してやる
という、この程度のものでしかどう
の御説明を願いたい。

○政府委員(松井一郎君) 私御説明を
ちょっと落しましたのですが、その資
金をはつきりとさせたという点も、
実は永岡委員のお尋ねに対して直接的
な問題に対して御答弁をしたと私は考
えております。なお、そのほか山田
委員のおっしゃいますように、何か一
つの目的を定めて、それに重点的に流
すような格好にしたいということ
も合せて考えております。

○山田節男君 そうしますと、今の法
案にはそういう御趣旨が入つており
ますか。

○政府委員(松井一郎君) ただ何に
するとか、何にするのがいいというこ
とは、これはにわかには法律に簡単にき
めがたい。しかし、何か具体的なもの
にそれを集中したいという意図は法案
の中に織り込まれていると思つてお
ります。

○蒲井治三郎君 ちょっと関連して。
法案をお出しになるということを開
きましたが、今のお年玉はがきですが、

各都道府県の郵便局並びに局員の御努力はごもつともで、非常な苦心を払っておられます。そこで、ずいぶんの枚数があるのですが、私の考えでは大部分はまあむしどちかというところ、割当だけ取ってこれという大口の郵便利用者や申しすかの側の方に、やはり心やすいものが多いのですから、そこへ向けてお前のところは十万取ってくれ、五万取ってくれと割当をする、そうしてもしかりに一般によけいに出るときには、頼んだ二万枚を返してくれといった調子ですね。その事業家と申しますか、全国の郵便局、郵便を非常に利用する度の深い商社なんかでは、まあいろいろ厄介になるであろうから、しょうがない、郵便局だからしょうがないから、郵便局に何とか奉仕するような考えで、しょうがないというあきらめきみでそれを五万、十万として即座に引き取るといったところも相当あるだろうと思う。必ずしも売れても全部がお年玉はがきをいことだからと言って、喜んで一般大衆が買っているかというところは、非常に疑問がある。郵便局員の方はあらゆる方面に努力をされていることは十分認識しておりますが、その大部分のはがきというものを、少くとも何万というまとまって取ってくれと頼みます。割当がこれだけ来ているから取ってくれ、仕方がないからといって取る。去年の暮のようによく売れますと、十万売ったけれども、二万割って八万にしておいてくれ、何だかわかっているからないようなことが年々繰り返されている。そういう面から見ましてお年玉はがきが売れたということは、全国一般の民衆

のお年玉はがきというものに徹しているかどうかと申しますと、大半というものはどちかというところ、郵便局で厄介になるからしょうがないなあというところと引き取る大口の引き取り者があきき喜んでおられない。むしろ反対しているというのがある。むしろ反対しているところだけ大臣お考えになって、一つ法案の方にも繰り込んでいただければけっこうだと思ふ。これは郵務局長にも申し上げておきます。

○永岡光治君 それじゃ質問を続けませんが、昨年の貯金の目標が一千億圓、今年の目標額は予算書で見ますと、九百九十億というところになっておりますが、これはどういう原因でそういうことになったのか、そしてそれに對する原因に對しての対策ですね。打開の対策は私はあると思うのですがどうでしょうか。

○政府委員(成松馨君) 来年度の目標を大体と申しますか、目標を九百九十億としたのでありますが、九百九十億の数字につきましては、やはり本年度の実績、それから従来の傾向等を勘案する必要があるのごさいます。そういう点で今年度の目標をどう、本年度の実績をどのくらいと見たらいいかというところが、非常に私どもとしては大きな問題になるわけでございまして、本年度は昨日までの私どもの方の集計によりますと、八百二十二億となっております。今後これがどのくらい入るかというところが非常に大きな要素になるわけでございまして、二月、三月はかなり変動のある時期でございまして、想定することはむずかしいのであります。

すけれども、私どもとしては従事員の努力、あるいは郵政局の見込み等も勘案しまして、大体八百八十億くらいはできるのではなからうか、八百五十億から八百八十億くらいでございまして、この数字は今年度の国民貯蓄額の六・八%くらいになっておるのであります。これが現金増加額だけの問題にしますと六・八%くらいになります。そこで従来はもう少しいいのであります、十数パーセントといたうなこともなっておりますので、大体七%くらいまではいくのではなからうかというところから、来年度の推定される国民貯蓄額の七%、現金増加額としましてこれに利子の振り返えを入れたものを計算するという工合になるわけでございまして、なお、その九百九十億を達成するに際しての対策といたしましては、やはり郵便貯金といたしましてはじみちに宣伝いたしますが、周知に努めていくということが肝要であると思ふので、従来の周知宣伝方法にもう少し工夫をこらしていききたいということ、団体貯金が通常貯金におきましてはかなりのウエイトを占めておりますので、団体貯金等にはなお力を入れていきたい、このように考えております。

○永岡光治君 昨年度のこの予算を検討された際に、目標額について政府にただしたことがあるわけですが、当時の政策上おそろく一千億というものは無理だろう、こういうことで大臣にすみやかに変えたらよろしかろうという話をしたにもかかわらず、大臣は大丈夫です。事務当局も大丈夫ですと断言をしたのであります。果せるかな今

日の事態になりました。私はその責任を今さら追及する考えは蒙も持っておりません。政府の発表によれば、国民所得はふえる、相当ふえる。ところが目標額は昨年比で、さらに減る。これは昨年より意気込みである感じが抱くのはもつともだ。これはそれとして私どもは、国家資金が財政投融資の關係から潤沢であるということに最も望ましい。そういう点から考えますならば、やはり昨年度の意気込みでやったらどうかと思うのですが、その少なくなった、目標額に達しないというこの原因についての説明が、あまり詳しく鮮明されておられません。私は何か抜本的な問題があるのじゃないかと思う。一昨年に比べて昨年の国民所得がふえておるのは、これは間違いない。にもかかわらず目標額ははるかに低くなつておる。こういうことであれば、やはりこれは郵政大臣として、たとえは貯金の利子等の問題についても、あるいはまた、その他の募集の問題についても、再検討を加えなければならぬ段階ではないかと思うのですが、そういうことについて検討されたのですか。従来ただ、今貯金局長のお話によれば、宣伝の方法を変えようとか、団体貯金をどうこうと申しておりますが、それだけでは十分ではないと思うのですが、何か抜本的な利子問題に關連して検討されてしかるべきではないかと思うのですが、その点はどうかでございまいしょう。

○國務大臣(村上海君) 郵便貯金の伸び悩みは、私としてはいろいろと検討してみたのであります。結局勤労者の所得が思うようにいかなかったとか、

あるいは中小企業が比較的デフレであつたとか、いろいろ原因もありましようが、一番大きな影響は、昨年七月ですか、あの市中銀行の利子課税を免除した、これがために従来の郵便貯金の利子の均衡が保たれなくなつて、そこで市中の方へ相当流れていったのじゃないかと思ふ。従いまして、私、就任早々の閣議でありましたが、この問題を指摘して、大蔵大臣に何らかの対策を講じなければいけないのじゃないかということをお願いしたのであります。その際に大蔵大臣は、大体現在市中の金利の情勢は低下の方向をたどつておる。今年はいくらも静観しておつてほしいというふうなこともありました。私もなかなか利子の問題という問題は、大体国民は低金利を要望している際に、利子を上げるというふうなことは、これはどうかと思ひましたので、一応まあ今日静観しておるのであります。そういうふうなことで、今年の目標額が相当大幅に開きが出ておるのじゃないかと思つております。来年度の三十一年度九百九十億を決定いたしましたことは、これはもとより財政投融資等の必要があるものであります。これは非常に困難だとは思ひますが、昨年十二月からの貯金の伸び方を勘案いたしますれば、困難でありましようが、どうにか九百九十億程度にこぎつけ得るのではないかと、かように思つておる次第であります。

○永岡光治君 そうするとこれは昨年の一千億に比べて、今年はその一割減ということになれば、資金會計から繰り入れられる郵政省の予算も、

従つてこれは昨年に比べれば減額されてくると思ふのですが、それは事業運営について支障はないのでしょうか。私は相当困難な問題が起きはしないかとおそれているのですが……

○政府委員(成松馨君) お話しの通りに、郵便貯金事業だけをとって見ますと、郵便貯金の歳入は、大体今までの平均残高と来年度見込みのものを資金運用部に預託いたしましたので、それに對して来年度は六分一厘という利子で歳入が入ってくるわけでありまして、それ以外に、ただそれだけの利子では、とうてい郵便貯金を円滑に運行するのには不十分でありますので、ここ数年來資金運用部から補てん金を受け入れておるのであります。従いまして来年度の予算につきましても、それぞれ勘案しまして、片一方には、われわれ貯金業務従業者といたしまして、極力事業を合理化し、あるいはまた経費の節約をはかるというような方面ともあわせまして、補てん金との関係において、どうかどうかやっておりますという考えを持っております。

○永岡光治君 そこで私はお尋ねしたわけですが、昨年の委員会における、これは経理局長であつたかと記憶しておりますが、貯金のこの目標額に對しての一定の率がある、その率が年々歳々減額された。たとえば一厘ずつ減額されてくるというように説明を承わつたのですが、そうすると、あれですか、三十一年度においては、資金部との関係においては、そういう繰り入れについては率の引き下げというものは行われていない、こういうふうに解釈していいですか。行われてお

るのですか。

○政府委員(成松馨君) 利率の問題は、二十七年を六分五厘といたしまして、毎年一厘ずつ下げるといふことになっております。従いまして三十年に於きましては、六分二厘ということになって預託利子が参つております。三十一年度は六分一厘というようになっております。利子の点はそのように下つておるのでありますが、一面におきまして先ほどもお話し申し上げましたように、事業の十分なる運営をするために、その預託利子だけでは……、仕事をやっていくのに資金運用部から補てん金を受け入れてもらつておりますので、結局コストとしましては六分九厘七毛と承知いたしておりますが、コストの面ではそのようになるわけでありまして。

○永岡光治君 それでは、コスト一厘下げて、足りない分を補てん金をもつておるといふことであれば、そうして結局何とかやりくりをするように財源を確保しておるといふことであれば、それは年々歳々一厘ずつ落ちていく、そういうことは誤まつておる、同じことだと思ふ。補てん金をもつてそれを穴埋めするといふのは、何ら意味がない。ましてや、昨年の場合一千百億、その場合に六分二厘ですが、ところが今年度においては、目標額が九百九十億に下つておるにもかかわらず、さらにそれに對して一厘下げるといふことになれば、さらに補てん金が増大してくるといふことは、火を見るよりも明らかだと、私は常識的にそう考えざるを得ないので。ですから、そういう毎年一厘ずつ落ちてやつていけといふ、

そういう根拠が、私はきわめて薄弱だと思ふ。もし合理化によつて行つていふのであれば、昨年は合理化していふことが、昨年は余裕があつたのか、こういう論拠にもなりませんので、私はそういう資金部との関係、大蔵省との折衝を始められたと思うのですが、そういう方法について再検討する必要があるのじゃないかと思ひますが、この点はどのように考えておられますか。

○政府委員(成松馨君) 資金運用部としましては、いろいろな原資が入つておるもので、それに対して、たとえば五年ものは五分五厘であるとか、七年ものは六分であるとかいふように、一定した利子をつけておるわけでありまして、郵便事業につきましても、その利率が適用されることにつきましても、資金運用部へ入つておるほかの原資と同一でございまして、ただ郵便貯金事業の特長といたしまして、三十年度、たとえば六分二厘といふことで、前から繰り入れをしておつておるわけでありまして、ただそういうふうな利率が下りましても、毎年郵便貯金が千億前後ずつふえておるもので、従つて預金部資金に對する平均残高が多くなるわけでありまして、従つて一厘といふものが下るとしまして、受け入れ額それ自体はふえてくるわけでございます。

○永岡光治君 いずれの問題はここで議論をしてもあれですから、こまかに資料を検討の上で、この問題についてさらに質問を続けていただきたいと思ひますが、次に、保険の問題ですが、運用法等が改正されるに當つて、衆参両院における通信委員会、付帯決議をつけていることは、大臣も御承知だと思ひます。保険金額の最高目標額は、

當時の、あるいはまた今日の情勢から見ても十五万円といふきわめて低いではないか。当初のこの十五万円と決定される際にも、あるいは三十万円説あり、十五万円説あり、郵政当局におきましても、これは何とか二十万円以上でという氣持があつたのだらうと思ひます。にもかかわらず諸般の情勢からして、やむなく十五万円で私たちがそれに同調せざるを得ないといふことになつたわけですが、すでに貯金の最高制限額にいたしまして、これは二十万円です。さらに現在のいろいろな保険をかけた趣旨から考えまして、その保険金が取れた場合の使用用途を考へる場合には、明らかに現在の社会情勢、経済情勢からすれば、これは低い金額です。従つてこの前も衆参両院の通信委員会、先ほども申し上げましたように、次の国会には必ずこれを引き上げる件について提案してほしい。當時松田大臣は、そのようにいたしますという答弁があつて、私たちはこれを通過させたものでありますが、こういう条件つきの問題について、今国会に出されないといふのは、きわめて遺憾だと思ふのですが、当然出す決意を大臣は引き継がれておると思ふのですが、その点はどうかでしょうか。

○國務大臣(村上勇君) お答えいたします。この問題は、私も永岡委員と全く同感であります。少くとも今日の経済情勢から見た貨幣価値から申しまして、十五万円といふのは低く過ぎると思つております。従いましてこれをもう少し引き上げていきたいという氣持は何ら変わりありませんが、ただ、なかなかいろいろめんどろな問題がつきまといつて参りました。特に昨年でし

たか、保険料金の率を少し下げつておる。そういうようなことで、大蔵省方面ともいろいろ相談しておりますが、まだ一致点を見出すわけに参つておりませんが、この国会で、前大臣お約束されたようでありまして、この国会では、私としては自信が持ちかねております。

○永岡光治君 自信を持ちかねておるといふ、その持ちかねておる原因は、どこら方面の反対なんですか。これは松田大臣でしたが、これはしばしば各當時の大臣といふものは、必ずその御要望に沿いますと、まさか私たちがだまして法律案を通過させるために、そういうことを言つたわけではないと思ひますが、これはどこに反響のあれがあるのでしょうか。大蔵省にあるとすれば、これは郵政大臣、あるいは政務次官あたり、さらに御努力を願つて、ぜひともこれは解決をはかつてもらわなければ困ると思ふのですが、その点はどうなんですか。

○國務大臣(村上勇君) ただいま事務当局では鋭意折衝いたしておりますので、政府委員から詳細お答えいたしておきます。

○政府委員(小野吉郎君) 保険最高額の引き上げにつきましては、過去二回にわたつて国会の御決議もいたしております。ただいま大臣からお答え申し上げましたごとく、現在の十五万円が満足しておるわけではないのであります。いろいろ保険の運営の実情等から申しまして、できるだけこれをすみやかに付帯決議の線に沿ひまして引き上げて参りたい、かように考へておりますが、ちょうど昨年の九月に保険料金の、いわゆる保険料の掛金の割合を約一〇%ばかり低下したわけ

あります。これは非常に簡易保険とい
たしましてはサービスの改善になつて
いるわけでありまして、これに對しまし
て民間生保界におきましても、何と
かこれに對照してサービスの改善をは
かりたい、こういう動きはあるようで
あります。大蔵省といたしましては民
間生保にそのような要望はいたしてお
りますが、民間の会社にもいろいろ財
政状況にはへだたりがありまして、こ
れが可能などあるとあれば非常に窮屈
なところもあるようでありまして、全
体の足並みがなかなか揃わない。従
まして非常に簡易保険の料率引き上げ
に對抗するサービスの改善策に今日苦慮
しておるような状況でございます。そ
ういふような点その他の関係から見
まして、大蔵省と事務的に折衝はいたし
てはおりますが、今日のところどち
かと申しますと事務的には消極でござ
います。今しばらく民間の、簡易保険
のサービスの改善に対する対応策がで
上ったあとにしてみたいというよう
な気持が強いようであります。そう
いうことで事務的にはいついどのく
らいに上げよう、こういう結論がな
かなか出かねておるといことが現状で
ございます。

○永岡光治君 民間保険のことを引き
合ひに出しておりますが、これは民間
保険は民間保険としての一つの行き方
もありまして、しかし郵政当局で、国
家でこれを行なっているというこうい
うところには特別な意義があるという
ことを一つお考え願わなければ困る
と思うのです。それはまことに零細な庶
民階級を対象としてのことでありま
し、民間の保険とおのずから私は対象
が違ふべきものだと思うのです。そ
ういう意味であるからこそ、この前の
通信委員会におきまして、数回にわ
たつて要望もし、付帯決議もしたわけ
でありますから、事務当局の折衝中だ
というところでは私は了解できないと思
うのです。これはやはり郵政大臣、大
蔵大臣の間で御協議をいたして、これ
は通信委員会をだましかう困ると思
うのです。将来そういうことであれば
付帯決議でこの次何と申しますとい
うことは、私はまづつづつと申すとい
う法律案を一通つと申すといふこと
については考慮しなければならぬと思
うのですが、私はぜひともこの会期中にこの
引き上げを実現してもらわなければ國
民の立場から考えて困る。民間の保険
企業者の立場ではないのです。企業者
の立場を考へるといふよりは、むしろ
國民の立場から考へるのが政府の立場
だと考へますので、その点について大
臣はさらにこの決意を固めて、ぜひ本
国会にこの法律案を提出してもらいた
いと思うのですが、そういう御決意を
固めていただきたいと思ひますが、ど
うでございますでしょうか。

○國務大臣(村上勇君) これまで、た
だいま政府委員からお答えいたしました
ように、事務的な折衝を続けておる
ようでありまして、なお私としても十分
考慮いたしまして、一応検討して参り
たいと思つております。

○永岡光治君 重ねてこれはお願いし
ておきますが、どうか一つ通信委員会を
だましたということがあるように、こ
の点は十分一大臣の奮起を促したい
と思うのですが、この国会のいつにな
るかわかりませんが、ぜひこれは
は出してもらいたい。その折衝過程も、
委員会のつど私は大臣に質問をしたい
と思ひますので、その点十分一つお含
みおきをいただきたいと思ひます。
そこでこれに関連してお尋ねいたし
ますが、運用の先で、運用の先につ
いて郵政事業特別会計の方に十八億の
融資をされるように計画されておるま
すが、そのうちの半額は、これは特定
局舎の整備のために向けるという、こ
ういう約束をいただいていたのであ
りますが、それはこの予算の実行に
当つてその通り実現するかどうか、
これも重大な約束でございますので、
お尋ねいたします。

○政府委員(小野吉郎君) 郵務局長か
らお答えいたしましたほうが適當かと思
ひますが、ただいま席をはずしておりま
すので、私から申し上げますが、積立
金の百分の三を下らない額を郵便局舎
改善の資金に充てる、こういうことは
確かに付帯決議にありました。その際
の審議のいろいろな過程におきまして、
その資金をひとしく郵便局舎改善にお
きまして、また特定局におきまして
も、大体半々程度に並行して改善がな
されるように配慮しろ、こういうお話
はまさにあったわけでありまして、で
計画の当局といたしまして、建築部に
おきましてはそういう御趣旨に沿う
ような基本計画を立てて参つておりま
す。大体そういうような御趣旨に沿
得ると思ひます。もちろん郵便局舎改
善関係も三十一年度はつきりで終るも
のではありません。すでに三十年代か
らスタートしておりまして、現在のと
ころ大体八十年の長期計画をもつて所
期の目的を達しよう、こういうこと
になっておられますので、その八十年を
通じまして、大体で上つてみれば特定
局におきましてもその半分は改善され

たというふうな結果に導くように計画
を実施しておるわけでありまして、簡易
保険局といたしましては、金額におき
まして当該年度の投資計画にのせる
資金の百分の三を下らない額を運用し
て参るというところは、付帯決議の線
にどこまでも沿つて参らなければなら
ないものであります。三十一年度とし
てはちょうどそれを少しばかり上回る
金額にはなりますが、付帯決議の線を
十分尊重いたしました運用計画を立
て、現在そういうところで事務局では
まゝと参つております。従つてその実
行におきましては、基本的な計画部門
において御趣旨に沿うような配慮をい
たしておりますので、結果は御趣旨に
沿ひ得るようなことに相なつておると
思ひます。

○永岡光治君 これは必要とあれば私
は前大臣の答弁の議事録をここで公表
してもいいと思ひますが、明らかに
言明しておる問題であるし、今事務当
局からそういう趣旨で、趣旨に沿ひ得
るといふことであれば、その点につ
いては私は一応了解したいと思ひま
す。いずれこれは予算案の内容を検討
してからにしたいと思ひますが、た
だ、私がしばしば主張いたしますよう
に、現在特定局舎といふものは非常に
古いし、狭いし、狭隘そのものであり
ます。これも大臣の御承知の通りであ
ります。ですから特定局長さんの方で
局舎を建てようにも、今日の経済情勢
からなかなか建てられない、こういう
声がしきりにあるものですから、私は
この点について郵政当局は十分考慮し
なければならぬ、こういうことを申し
上げて大臣の了解を得たわけですが、
しからば私はお尋ねしたいのであ

ります。この局舎予算は次の項目に
なります。四十三億というものが計上
されておりました。この資金から借り
入れてくる、問題は保険の積立金の融
資が十八億、従来は、昨年は資金部か
ら五億これは借り入れておったので
あります。それはどういふ理由で減
されたのか。それがなければ意味がな
いと思ひます。私はそれを前提にしてな
おかつ、保険の融資の際には、これを三
下らざるものをぜひ計上してもらいた
いといふことを強く主張していただ
け。金額では不足すると思ひますが、
どうでございますか。その辺のお約束
もこれはどうも通信委員会に約束した
ものと往々にして違つたことを郵政省
はおやりになるような印象を強くする
のですが、この点をぜひ私はただして
おきたいと思ひます。

○國務大臣(村上勇君) 資金運用部の
融資が昨年は五億ですか、何ぼがあつ
たのですが、それが今度消えておりま
すが、これにつきましては私も相当予
算閣議の際に努力をいたしました。し
かし第一次予算案の際には、この簡
保の資金が十億というふうなことで、
一方資金運用部の資金を五億というよ
うな内示でありました。私はどこまで
も本委員会の御決議の御趣旨を尊重し
たしまして、この簡保の十八億はこれ
をどうしても確保しなければならぬ
と思ひまして、この点を強く主張した
のであります。その結果國の財政全般
からついに五億ばかりの融資は削減さ
れたのであります。自己資金の二十
五億と簡保の十八億、合せて四十三億
をまあ確保できれば、どうにか私ども
の八十年計画に支障はないと思つてい

る次第であります。

○永岡光治君 私は大臣の努力されたことの経過は、今の御答弁でその努力は一応わかったのでありますが、これはやはり約束は約束として十分果してこないといひます。第一考えてみても、何とか昨年比去年に比べてある程度の増額だからいいではないかという趣旨のようではないかと、今同舎を考へてごらんない。一万五千以上ものを持てているのでありますから、かに一カ年間にこれを二百局償却するとして、新しく入れかえることにいたしました。十年間で二千局です。五十年で一万です。五十年も待つ同舎を償却の対象にするにはあまりに長過ぎる。だとすれば同舎整備のための予算は十分でないというのが当然の結論だと思ひますが、私は努力は努力として認めますが、さらにその努力をもう一段払っていただきたいということをお増額して、予算の確保に努力していただきたいことを申し上げて望みます。おきませんが、その点一つ大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(村上勇君) 私も各地の局を視察いたしまして、全く永岡委員御指摘の状態であることを痛感いたしております。従ひまして本年度におきましても十分努力をいたしたのでありますが、国全般的財政上の立場から、辛うじて八カ年計画が軌道に乗るという程度であります。しかしながらこれをもちつて満足するものでもありませんし、また、まだ私としては相当もの足りないものがあると思ひますので、次年度の際には御指導の通りに十

分奮闘して、この予算の確保をいたしたいと思つております。

○永岡光治君 次いで伺ひたいしますが、運用の先について、ここに示されている地方公共団体に三百九十億、住宅金融公庫に六十億、日本住宅公団に対して四十一億、農林漁業金融公庫に五十五億、郵政事業特別会計に十八億、こういうように明示されているわけですが、この前日本住宅公団設立に当つてこれを融資するという計画を発表された際に、当時私はこれは郵政省といひました。郵政省の立場を考慮して、本委員会では十分これが緊密な連絡をとつて運営ができるようにという、そういう意味からぜひ郵政関係の職員はこれは交流になると思うのですが、十分そういうことも考慮して、関係職員のこれらの団体に対するところの何といひますか、交流を特に考えてもらいたいということを強く要望して、当時の松田大臣もよろしくございまして、そのように努力いたしますと答弁したのであります。今日すでに松田大臣は郵政大臣ではございませんので、松田郵政大臣を責めるわけには参りませんけれども、結果から見ますと、きわめて微々たるものであります。一人の理事が入つたにすぎないというようございしますが、だとすると、これは私たちの要望と非常に違つておりました。これらの団体に融資されるということがここに表示されておりますが、この問題についても緊密な連絡をとるといふことも、きわめて重大なる運用についても郵政省としては考えなければならぬ問題だと思ひますので、これらについて十分そういう人事の交流とい

う問題について考慮されてしかるべきだと思ひますが、いかようにお考えになりますか。

○国務大臣(村上勇君) この点は私も永岡委員と全く同感であります。少くとも郵政従業員がほんとうに苦心惨たして集めたこれだけの金が、まともな一つのある企業体に貸し付けられる場合に、その企業がその金をどういうふうに使っていくかというふうなところを、監視と申すことは食言でありましようが、その金が有意義に使用されておるかどうかにことについては、十分郵政省としてもこれに関心をもち、これにやはり参加する必要があると思ひます。この点に關しましては、私としては十分各関係団体とも個々に相談いたしておりますが、なお機会を見まして、私の意のあるところを各位にも発表して、その所期の目的を達成したいといふ、かように思つておる次第でございます。

○永岡光治君 関連してお尋ねするわけですが、この融資の対象先がここに明示されておりますが、この資金源の性質から考えまして、労働金庫等にも当然これは融資すべきじゃないかといふことを、当時私たちは主張したのであります。ところが、これには盛られておりませんが、そういうお考えをお持ちなんではないか、どうなんでしょう。

○国務大臣(村上勇君) この労働金庫に貸し付けるといふことにつきましては、非常にいろいろな各方面からの要望もあるように思つておりますので、これは検討して参りたいと思つております。

ういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○国務大臣(村上勇君) 早計に私がこれをそういうふうにするといふようなことは申し上げられませんが、御趣旨に沿つて相談してみたいと思つております。

○永岡光治君 ついででありますから、委員の各位の御了解を得て私はあつた御質問しておきたいと思つたのでありますが、それは放送法の改正の問題であります。これはどういふことになつておりますか。この前では大体系を一応作つたならば、衆参両院の関係委員の十分事前の審議をお願いして、まともな……、まあこれは放送法の性質からいひまして、与党とか野党とかいう立場でなしに、超党派的に考慮されるべき問題だと考へて、国民の立場からこれは全くりつぱな建設的なものができなければ困るということとでそういう意思を申し上げまして、村上大臣もその趣旨に沿つてぜひそういう小委員会といひますか、専門委員会といひますか、そういうものを作つて万全を期したいといふ答弁だつたわけですが、今日どのような経過になつておりましたか、その点を私はお尋ねしたいと思ふので。

○政府委員(濱田成徳君) 放送法の改正につきましては、昨年の夏本委員会御要望がありまして以来、その後も引き続き鋭意研究作業をやつております。これを機会にしまして全面的に改正を加えるか、あるいはその中の特に重要な部分を抽出しまして部分的な改正を行ふかにつきましては、まだ最後のところすべきだといふ結論に参りません。検討は全面的に依然としてやつて

おりますけれども、これをどうして法案として国会に出すようにするかといふことにつきましては、まだ結論に参りません。目下やつております作業は、電波監理審議会という郵政大臣の諮問機関があります。その電波監理審議会等にこれの改正を実施する方法等につきまして非公式に検討を依頼しております。なるべく多くの人の意見を十分にお聞きしまして、そうして私どもが作りつゝありますところの素案にいろいろな注文を織り込みまして、そうして郵政省の最後の案として、案に近いものにしてから、さらに国会の皆様方あるいはその他の各方面の意見をさらに入れまして、そうしてなるべく完璧なものにしたい、こういう所存でございます。

○永岡光治君 御説明はきわめて抽象的で、まだ検討しておるが、どういふ結論になるかまだそれすら出ていないと、こういうせんじ詰めれば結論のようございしますが、この国会に出すような運びになるのか、その辺の見通しは今のところ全然ないのか、あるとすれば大体大よその構想がまとまつておらなければならぬと思ふのですが、そういう見通しがあると思ふれば、その要点と申しますか項目、そういうものについての検討の結論を私は経過でもよろしいのでございしますが、承つておきたいと思ふので。

○政府委員(濱田成徳君) 先刻申し上げましたように全面的な改正に取りかかるといふか、あるいは部分的にわたつてすべきかといふことにつきましての最後の判断、どっちをとるべきかといふ判断にまだ参りません。しかし、放

り得ない。要はこの國民の共有である電波をどういふふうにするのだということに対するあなたの腹がきまりさえずれば、これは國會に出せると思う。ですから、これは希望になりますけれども、村上郵政大臣は一つ早急にこれを出されて、出されたあとに、いわゆるいろいろな論議は國會でやるものなんです。政府は腹をきめればいい。早くお出しになることを私切に希望しておきます。

○久保等君 放送法の改正問題は、今山田委員の言われたように、数年来の懸案だと思つたのですが、昨年、前大臣はきわめて早急のうちに具体案ができて、期限もある程度、昨年の年内には具体案を得て御相談したいという非常に確信に満ちたような御答弁もあつたんですが、それがまた大臣がおかわりになつたといへ、これは數代のに大臣にまたがつております問題だ

けに、今まで御説明を伺うと、目下なお検討中で、試案といいますが、素案といったようなものの結論も早急に実はないというようなお話なので、何か非常に外部から見ると、少くともちょっと理解に苦しむような停頓状態にあるのじゃないかと私思うのです。が、しかし、事は重大な問題なんです。従って、私も軽々に、こういってたことに對してただ単に急ぐという問題で片づけられない問題だと思ひます。非常に重要な問題だと思ひます。そこで、すでに教回にわたって、私も当委員会でも前大臣當時から申し上げておることもなですが、重要な法律案のやはり扱い方について、政府が手続的な問題として今相当考慮しなければならぬ点があるのじゃないか。もう事務当局であらゆる面からあらゆる検討を加えなければならぬことは当然やらなければならぬ。データ等も世界各國のデータ等も調べたデータをそろえることも必要だと思ひますが、最後はそういう資料に基いてやはり私は國民の各階層の權威のある批判、あるいは意見等を十分にこれはもう織り込んで、そして、結論が出されなければならぬのじゃないか。それがためにはどうして各階層の代表からなる何らかの審議會といったようなものをこの法律改正のために特に設けて、そこで十分に議論をする。そういうことになれば、当然その機会にはいろんな形の批判があらゆる方法を通じて出ると思ひますが、そういうことも織り込んで、その審議會で十分検討してもらおうというやうな形で成果を得るというやうな方法を考へてもらつたらどうかというところを申し上げておつたのです。ところ

が、その問題については今のところ一向に日の目を見ないと申しますか、事務当局で相変らず素案について検討を數年にわたつて加えておられるが、最後の段階はやはり國民の意向によつて、それぞれ右するか左するかというやうな問題について二者択一の形に結論を出すには、そういう形で結論を出す以外にないと思ひます。ただ単にその事業の方面の堪能者であるという理由だけで、ある一部の人、ある特定の人で結論が出されていいものではないと思ひますし、そういうことになると、今問題がむずかしい問題でありまして、この放法なり電波關係法規の改正問題については、私は十分に法律改正の機会を通じて國民の意見を聞くという方法をぜひとつてもらいたいということ、前々から主張してあります。またそのことを熱望しておりますが、そういう各方面の代表によつて構成された審議といったやうなものを設けられて、それにかけられる一体御意見を具体的な、国会に提案せられる前の一つの手続的な方法の問題なんです。そういうことは大臣はお考へになつておられないのですか。

○國務大臣(村上勇君) 各界の意見を聞くということは、これはもう私としては當然のことだと思つております。いかなる方法によつてもそういう形をとるかという点についても十分考へていきたいと思つております。で、このまことに御考へて相済まないのですけれども、先ほども山田委員からの御忠告、御激励のお言葉がありました。が、全く早く、私もできる限り早くと思つておりますが、何さいろいろな事項、事項ではないのですけれども、ほとんど委員会が衆参交互に開かれる状態が続いておりましたのと、省議を開いて検討するのが夜というやうな状態でありましたので、これからは少し予算が上ればひまにもなりますので、これから連続で一つ一刻も早く素案だけでも一つ作つて御批判を仰ぎたいと、かやうに思つております。

○久保等君 非常に、大臣、極力その問題についても真剣にお考へになつて努力はしておられるのだと思ひますが、先ほど来、繰り返して言うやうですが、とにかく數年來の懸案ですが、いつも委員会で質問いたしますと、大体そういうやうな御答弁で、出たところでなかなか出てこないという状況がここ一兩年にわたつて実は続いております。私は決して、出さうでないけれども、無理して出してもらふ必要はないと思ひます。また、そういう程度に扱われる性格じゃこれはないと思ひます。非常に重要な問題だし、それから法律の對象そのものが非常に最近、これは他の事業部門にあまり見られないほど、非常にどんどん目まぐるしい発展と膨張を遂げておられて、そういう実情にありますが、新時代に対する根本的に考へ直さなければならぬ状態に置かれておられる電波關係の法律であり、しかも一般の國民の認識なり、常識からいいますと、電波關係の法律というところ、これは何かとつきにくい、比較的、あるいは理解がつかないのじゃないかと思ひますが、非常にしつかりこの問題をめぐつて直接利害關係のある人たちは、これはまた非常にやかましく賛否両論相呼應していろいろな意見が交錯してあると思ひます。

従つてこれに對する扱い方というものは、よほど私は冷静に考へて参らなければならぬ面もありますし、それからまた非常に事は慎重に運ばなければならぬ問題を含んでいることは、これはもう申し上げるまでもないわけなんです。従つてそこで今言つた検討するにしても、検討の仕方が私はあるのじゃないかと思ひます。そこで今省議云々と言われたのですが、これはまあ省議といつても、郵政省の機構は、大臣が一番よく御存じなんです。が、とにかくいろいろな事業關係の部局長がおられるわけですが、そういう方々が省議で参画せられて議論せられることは、これは非常に必要だし、やらなければならぬ道理だと思ひます。しかし問題の、特に十分慎重に検討を加えていただかなければならないのは、この法律を、少くとも何といひますか、専門的な立場から見られる方、あるいはまた、これに對して非常に重大な關係を持つておられる方、その方面に對して非常に経験なり、學識なりを持つておられる方、そういうあるいは國民の代表的な方々の御参集を願つたそういう機関で専門的に扱つて、ある一定期間を、ほんとうに必要な大半の努力をそういう方面に注いでいただくための機関を持つて、そこで検討しない、単なる郵政關係の法律案を国会に出すという形の程度の議論では、結論の出る問題では私には十分でない。大事なのは、今こういふことは十分に各界代表の審議なり、意見というものを一つ十分に戦わすということが必要じゃないかと思ひます。で、そうしない限り、一体どういふことについて何を一体検討し

税についての反対の御意見もありましたので、私もその後火花を散らして各方面と交渉いたしましたのであります。しかしながら国家財政全般から見ても、ま

をこの程度のことにはそれを得ないたすうというので遺憾ながら公社に課税することになりました。しかしながら当初自治庁方面で要望しておりました固定資産税というものではないのでありまして、これは公社の課税のその規模を固定資産に置くこととでございまして、それは今年度、三十一年度でございまして、今度、二、三を問答する

するということであり、形は納付金という形になりました。納付金が法的にどういうものであるかということについては、また専門的に御質疑があればお答えいたさせますけれども、納付金の形で一応課税することになります。御指摘のNHKに対する固定資産税であります。

が、固定資産税につきましても、公社と同列に取り扱うようにということと強く要望したのでありますが、この種の放送協会とよく類似の事業体に対して、みなどうしても改送協会からは固定資産税を出してもらわなきやいかなという点と、ほとんど大部分の意見でありましたので、この点はいかん

ことは残念でありますけれども、あらゆる努力をしましたが、NHKについては一応固定資産税を徴収するということになりました。

○久保等 著 NHKの問題についてのなおその税率なり、それからまた課税等によって、当然起り得る……、そうなれば地方々々でやらないかならぬの

ですが、非常に事務的にも煩瑣なんで

すが、そういったことによる一休経費がどの程度になるか見込んでおるのか、そういったようなことをもう少し具体的に詳細に承りたいと思うのです。

○政府委員(濱田成徳君) 日本放送協会の税額につきましては、今資料を持っておりません。あとで詳細調べまして御報告を申し上げます。

○久保等君 それじゃ私はこれに関する一切の資料を一つお出しを願いたいと思うのですが、NHKの固定資産関係の資料、それから電電公社関係のものについて、これはやはり私はこの前申しましたけれども、資料をぜひお出し願いたいと思うのですが、NHKの場合には、当委員会が予算そのものをこれは決定しなければならぬし、審議しなければならぬのですから、当然この問題は非常に重要な一つの項目になると思うのです。そこで資料をここでお願いしておきたいと思うのですが、今大臣にこの前との関連においてお尋ねしたいと思うのは、時限法にぜひ一つ最悪の場合の歩を……、譲歩した最後の結果は、せめて時限法という形ででも私は再検討する機会が与えられるようにしないかというものは私は明らかな一つ悪法だと思ふのです。今度この前の大臣の御説明、一般方針の御説明でも言われておられますように、電電公社に対しては、何か今度また例の電話設備費負担臨時措置法の期間延長の法律案を出されるという御説明があったのですが、ああいう法律案を今度作られる制度というものを二つに組み合せる場合に、私は非常に大きな矛盾と一体何をやっておるんだと笑は言いたい、私からすれば何をやっておる

んだと言いたい。電通事業に対する私は考え方が、今の政府の非常にもしくは考え方が、ないかと思ふのです。あの電話設備費臨時負担法の問題にしても、これは明らかに時限立法になってるわけですね。それで時期が今度一応更新といいますが、さらにまた継続しなけりやならぬという状態に、さらに今度法律案がすでに国会に出されたようでありまして、こういう制度そのものを早急にやはり私は廃止されなければならぬ問題だと思ふのです。莫大な債券と、それから個人負担において電話が設備されておるわけなんです。これは一体どこにそういう制度の原因があるかと言え、明らかに電話の設備資金がない、従って非常に問題ではあるが、ぜひ一つその設備負担を加えれば暫定措置的な方法であらう法律ができておるんだと思ふのです。今度またこの法律の期限を延長して、やはり資金の確保をはからなければならぬという状況に今日置かれておると思ふのです。ところが片や地方自治体が非常に財政的に窮乏だからというので、これはそういう貸すとか何とかいう形ではなくて、のしをつけて無条件で差し上げますという制度がここにできようとしておる、実際問題として。私は政府が電氣通信事業というものを一体どう考えておるのか。また、電波というのに対してどういうふうに考えておるのかという問題を考へて、非常に大きな矛盾があると思ふのです。これは単に個人の矛盾と置きかえて問題ではなくて、政府がやっておる施策そのものに、二つの法律案という形にお

いて、そういう大きな矛盾をしておる法律案が同じ国会に出されようとしておるわけですね。こういうところは一体大臣としてはどういうふうにお考えになっておるのか。片やとにかく金が足りないのだといって電話債券を発行し、電話債券だけでは間に合わないで、設備負担金という形で取り上げて、それから出てくる金は片方に、どうぞ地方財政がそんなに困りになっていらいしやるならお出ししましょうという形で、今度新しく法律が作られて、固定資産税なりあるいはまたそれにかわる納付金制度というものができようとしておるわけですね。私はこういう矛盾はぜひ一つなくしてもらいたい。そうしなければ一体どこを重点に何を考へておるのかという疑問を持つのは、ひとり私だけではなく、おそらく大臣もこの前の御答弁からすると同じような悩みと私は矛盾を感じておられると思ふのです。そこで矛盾とそういう悩みを考へておられるなら、この問題については私は勇敢に、そういうことを起さないように、これはやはり大臣が非常に御尽力されておることは私も承知いたしておりますが、しかし結果がそういう形にならなければ、私はやはり困ると思ふのです。一体先般言われた時限立法という問題一つにしても、その後どういう経過をたどっておるのか、一つ承りたいと思ふいます。

○国務大臣(村上勇君) 久保委員御指摘の通り、相当いろいろな点に矛盾があるかのようにも考えられますが、しかしこれはまた電電公社だけでなく、国鉄にいたしましても、赤字を続けておるようなときに、やはりこのような納付金を徴収されるというようなことにもなっておりますが、国全般的財政から、どうしてもこういう形をとらなければ、財政その他の貧弱な市町村が育つていかぬというふうなことで、一応私どもも全般的にみて万全を得ない措置じゃないかと思われたのであります。しかし、地方財政があらゆる角度から立ち直った際には、まずこういう政府機関同様な公社から、納付金にいたしましてもこれを課税するといふようなことは、これはいかにいふ意味から、この問題の解決をした際の際には、これは御破算にしても、いふゆる時限措置にしてもいいといふことを強く要望いたしました。しかし、まあこれに対しては諸君の返答はなかったであります。しかしそれを官房長官から、こういう郵政大臣から強い要望があったといふことは記録にとどめ、また各方面に発表されておるような状態であります。

○久保等君 そうすると何ですか、時限立法じゃなくて、法律案はこの前言われた通りの法律案で出てくるということですか。

○国務大臣(村上勇君) その通りであります。

○久保等君 だから私は、これはまあ非常に不満というよりもむしろ、ふんまんを覚えるくらいなんです。だから大臣、今の御答弁にしても、私はまあそういう矛盾もあるように考えられるがというが、考えられるのじゃなく、私は矛盾があると思ふのです。ほかにかかってくるから、うちの場合もやむを得ないのだという考えからいけば別だと思ふますが、それが筋として、話は別だと思ふ。国鉄の場合も確かにあ

あいう赤字をかかえておりながら、それに対して固定資産税あるいはそれに似通ったものが課税されるということ、これはやはり筋が通らないと思ふ。やはり筋道は筋道、事の正邪という問題になれば、私は明らかに国鉄の場合にしろ、電通の場合にしろ同じだと思ふ。ただ当面どういふものが出されてきた場合に対する反対の態度をどうするか、それに対する意見をどう述べるかというところになると、国鉄と電通の場合と相当事情が違ってくると思ふ。この前もちょっと申し上げたように、片や料金値上げをやるといふことを内定されておるやに聞くのですが、少くとも料金値上げという形でやらなければならぬほど財政が逼迫しておる。しかも片方へは、本来の目的ならざる地方自治体に金を回すというのは、明らかに私は邪道だと思ふ。しかも国家全体の立場から財政規模を考えた場合に、ないところに融通をするということとは、財政一元的な運営の上から、私はある程度当然だと思ふ。しかし出し得る実情にあるかないかというまづ現実の認識の問題が、私は問題だと思ふ。大きな事業だから少しくらいの金は何とかなるのだという考え方のそのものが非常にラフなんだ、また非常にしろろと考える考え方だと思ふ。郵政大臣、あるいはまた運輸大臣の立場からするならば、この問題については、地方自治体もそんなに困っておるならまあやむを得ないのだという結論には、私はどうしてもなり得ないと思ふのです。特に郵政大臣は、国鉄という大きな企業体にもかかるのだからという認識がやはり私はあると思

○久保等君　　そういう答弁をされる

う形て金を持っていられるということになつても、なおかつ法律があるのだから、これはやむを得ないということにならざるを得ないと思う。だから私は、再検討する機会というものは、時限立法という形にしておいて、その機会に再検討して、一向に今までの地方財政もよくならないし、さらに電通事業の場合も、これを提案したときと同じだということ、あるいは次に延長されるということもあり得ると思うが、そういう少くとも再検討の機会を作っておくという形にしておかなければ、機会を失してしまふのじゃないか。そういうことで大臣の御尽力なり奮闘の結果、かりに了承するとして、時限立法という問題については、せめて大臣の最後の御尽力によつて、結果のそうなることを期待しておつたのですが、その程度でまあ大臣の反対意見なり、希望もあつたという程度の説明が付加せられるという程度のこと、これはあつてもなくても、そんなことは大して私は実効が上らないと思う。一体もうそれに対しては全然脈がないのですか。

○国務大臣(村上勇君) 先ほどの言葉にちよつとあるいはあれがありました、私は、私は地方財政に対して何らかの適當な財源を見つけて、ぜひこの種の課税はやめてもらいたいということを前提として時限立法云々ということ、これを強く要望した次第であります、しかし、これに對して黙して語らずというような状態でありまして、どうもこれはただ一人相撲をとるような状態、どうも何とも仕方がなかつたのですが、この段階では今さらこれを時限立法にするということは、私としては不可能だとい

思つております。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言、
ございませんか。……それでは、これに
て散会いたします。

午後三時四十九分散会

二月十日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、電話設備費負担臨時措置法の一部
を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法の一部
を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法の一部
を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法(昭和
二十六年法律第二百二十五号)の一
部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公
社がこの法律の施行の日から昭和三十
一年三月三十一日まで」を「日本
電信電話公社(以下「公社」という。)
がこの法律の施行の日から昭和三十
六年三月三十一日まで」に、「日本電
信電話公社が定める」を「公社が定
める」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 公社は、前条第一項の規定
による支払があつた加入電話に係
る加入契約がその効力を失つた場
合において、その効力を失つた日
前五年以内、その加入電話の加入
者が同項又は第四条の第三項の一
の規定による支払をしているときは、
その加入者の支払の額の合計額(その効力を失つた日前五年以
内に公社が第四条の四の規定によ
る支払をしているときは、その加
入者の支払の額の合計額から公社

の支払の額の合計額を控除した残額を加入契約が効力を失つた時における加入者に支払わなければならない。

第三条第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第四条中「日本電信電話公社」を「公社」に、「同項の規定により支払つた額」を「その加入電話の加入者が同項又は第四条の五第一項において準用する第四条の三第一項の規定による支払をした額の合計額（公社が第四条の五第一項において準用する第四条の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）」に改める。

第四条の二第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十六年三月三十一日まで」に改める。

第四条の二の次に次の三条を加える。

（加入電話の種類の変更の場合の負担等）

第四条の三 第一条第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求をした加入者は、公社が昭和三十六年三月三十一日までにその請求に應ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類（加入電話の加入申込をした

ものとした場合に同項の規定により支払うべき額から、変更前の加入電話の種類と同一の種類に加入した額を同項の規定により支払うべき額とこの項の規定による支払をした額の合計額（公社が次条の規定による支払をしていないときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額を支払わなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

3 第一項の規定による支払があつた加入電話（公社が昭和二十七年十二月三十一日までに加入申込の承諾を通知したもの）を除く。について種類の変更の請求をした加入者は、公社が昭和三十一年三月三十一日までにその請求に応ずべき旨の通知を通知した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類に加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の額から、変更前の加入電話の種類と同一の種類に加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の額とこの項の規定による引受をした債券の額の合計額とのうち

ずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残金の債券を引き受けなければならない。

4 前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

第四條の四 公社は、第一條第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずべき旨の通知を昭和三十一年三月三十一日までに発して種類を変更した場合において、その通知を發した日前五年以内にその加入電話の加入者が同項又は前條第一項の規定による支払をした額の合計額（公社がこの条の規定による支払をしていないときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）から、変更後の加入電話の種類と同一の種類に加入電話の加入申込をしたものとした場合に第一條第一項の規定により支払うべき額を控除し、残額があるときは、その残額をその請求をした加入者に支払わなければならない。

第四條の五 前二條の規定は、公社が第三條第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずる場合に準用する。この場合において、第四條の三第一項及び第三項並びに前條中「加入申込をした」とあるのは「復旧工事が完了した」と、第四條の三第三項中「加入申込の承諾の通知を發した」とあるのは「復旧工事を完了した」と、前條中「その

通知を發した日前五年以内にその加入電話」とあるのは「その加入電話」と読み替へるものとする。

2 前二條の規定は、公社が第四條の二第二項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずる場合に準用する。この場合において、第四條の三第一項及び第三項並びに前條中「加入申込をした」とあるのは「設置が完了した」と読み替へるものとする。

第五條第一項中「日本電信電話公社」を「公社」と、昭和三十一年三月三十一日までの間を「昭和三十一年三月三十一日までの間」と改め、通知を發したときは「の」の下に「、」の三第一項又は第三項（第四條の五において準用する場合を含む。）の規定による支払又は債券の引受をするべき場合はその支払又は引受をする外」を加え、同條第二項中「日本電信電話公社」を「公社」と改める。

第五條の三第一項中「日本電信電話公社」を「公社」と、昭和三十一年三月三十一日までの間を「昭和三十一年三月三十一日までの間」と改め、通知を發したときは「の」の下に「、」の三第一項又は第三項（第四條の五において準用する場合を含む。）の規定による支払又は債券の引受をするべき場合はその支払又は引受をする外」を加え、同條第二項中「日本電信電話公社」を「公社」と改める。

第五條の四「日本電信電話公社」を「公社」と改める。

第六條の二「日本電信電話公社」を「公社」と、又は第三條第一項の加入者を「、」第三條第一項の加入者、第四條の二第一項の加入申込に

係る権利を有する者又は第四條の三第三項（第四條の四において準用する場合を含む。）の種類の変更の請求をした加入者」に改める。

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

二月十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、郵便年金支給額増額に関する請願（第三三三号）
一、福島市向鎌田地区に郵便局設置の請願（第三六二号）
一、小規模郵便局制度改革に関する請願（第三七八号）

第三三三号 昭和三十一年二月一日受理
郵便年金支給額増額に関する請願
請願者 静岡県浜名郡入野村 一、九一三 伊藤勇次郎

紹介議員 小林 武治君
昭和二十年までに郵便年金の契約掛金を完済した者に対しては、現在月額二十五円以上二百円までの年金が支給されているが、この少い金額では老後の生活を維持していくことはできないから、郵便年金の支給額を文官恩給増加の標準に従つて戦後にさかのぼつて増額支給せられたいとの請願。

第三六二号 昭和三十一年二月二日受理
福島市向鎌田地区に郵便局設置の請願
請願者 福島市長 林谷主計外 七名
紹介議員 木村 守江君

福島県向鎌田地区は、福島市の郊外住宅区域として、市営住宅をはじめ、住宅が漸増し、人口も増加しつつあり、また、当地区は、そま、果物等の県外輸送が多く、貯蓄、通信、連絡等の必要性が大であるのに郵便局がないため、当地区民は、遠く阿武隈川を舟越して、瀬上郵便局或は福島、本内郵便局を利用してゐる状態で、その不利不便は、極めて大きなものがあるから、すみやかに当地区に特定郵便局を設置せられたいとの請願。

第三七八号 昭和三十一年二月三日受理
小規模郵便局制度改革に関する請願
請願者 高知県安芸市長 仙頭 宜清外二名
紹介議員 寺尾 豊君

簡易郵便局の受託可能性は、都会地に比較的小規模の主に農山漁村に限定されてゐるが、町村合併が大規模に促進されたため、町村合併が大規模に促進されたため、委託対象の少くなつた今日では、その限界に達してゐると考えられる一方、既設の簡易郵便局ですら、地方赤字財政の現況からその多くは維持存続さえ困難な窮状下に置かれ、又あるものは、既に、廃止されつつある実情で、もはや現行法の意義から逸脱し、その性格を失つてゐるから、小規模郵便局経営の合理化を図るために、（一）請負制度の郵便局、（二）分室制度の郵便局、（三）局長だけを郵政省の職員とする郵便局等を検討し、いずれかの経営方策とする小規模郵便局制度に改革せられたいとの請願。